ソフトウェアライセンスのメモ

2024/01/06

- 著作権(コピーライト(Copyright)と同義)
- 利用許諾 (ライセンス (License) と同義)
 ソフトウェアの著作権 (コピーライト) を持つものは、そのソフトウェアのユーザへの利用許諾 (ライセンス) を自由に決めることができる。
- デュアル・ライセンス

複数の利用許諾(ライセンス)でプログラムをユーザに提供することを、デュアル・ライセンス と呼ぶ。例えば、MySQL は デュアル・ライセンス していて、コミュニティ版と商用版がある。X11 も有名。GitLab CE/EE も。

- 派生物(二次的著作物(Derivative works)と同義)
 プログラムを改変し再配布する場合、元のプログラムを原著作物(Original work)、改変後の著作物を派生物と呼ぶ。
- パブリックドメイン ソフトウェアをパブリックドメイン(公共)にする、ということは、著作者が著作権を放棄し、誰でも どのような利用も許諾される状態にする、ということ。
- フリーソフトウェア (Free Software)
- オープンソースソフトウェア (Open-source Software (OSS))
 - https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html

タダ(無償)という意味ではない、真に自由な(フリーな)ソフトウェアとは何か、という思想。ユーザがプログラム(開発)の恩恵を得られる権利を維持することを自由と呼ぶ、というような思想。ソースが無いと過去の開発の恩恵を得られないので、ソースはオープンにしよう、という意味で、フリーソフトウェアとオープンソースソフトウェアの考え方はほぼ同義、ほぼ同一。

- コピーレフト
 - https://www.gnu.org/licenses/copyleft.ja.html

ユーザがプログラムを自由に利用できる権利を守るために、派生物の利用許諾にも強い制限を課し、1) ソースを公開しなければならない、2) 同じ利用許諾を使わなければならない、とする思想。フリーソフトウェア/オープンソースソフトウェア の考えの根底にある思想。copyright – all rights reserved. (著作権 – 全ての権利は留保されている)を揶揄した、copyleft – all rights reversed. (コピーレフトー全ての右は逆転されている)に由来する。ユーザの利用できる権利を守るため、該当プログラムを利用した派生物は全て、ソースを公開するなどの同じ制限と利用許諾にしなければならない。GPL(GNU Public License)が有名。ユーザの権利を守ろうとする余り、プログラムの派生物にも同じコピーレフト性という強い制限を求めるため、GPL 汚染やライセンス感染と呼ばれる。開発物のソースをすべて

公開しなければならないという制限が、多くのビジネスモデルと適合しない、と言われる。

• Permissive ライセンス

- https://opensource.org/faq/#permissive

GPL のような制限の強いコピーレフトライセンスに対して、MIT や BSD 2/3-Clause の寛容なライセンスは Permissive ライセンスと呼ばれる。このライセンスのソフトウェアも、正しくフリーソフトウェア/オープンソースソフトウェアであるとされる。著作権表示を消すな、大学名を販促に使うな、というような緩い制限の 2/3 項目を守れば、商用や改変・再配布を含め、どのような利用もできるライセンス。Apache ライセンスもこれ。

• Selling Exceptions

- https://www.gnu.org/philosophy/selling-exceptions.en.html

真に自由なコピーレフトライセンスを使って、ビジネス(商用利用)ができるようにしよう、という、GNU の祖ストールマン (RMS) の例外規定。GNU より前からある X11 を許すためには、、、という記述が見られる。

• Commons Clause

- https://commonsclause.com/

オープンソースライセンスの前段にこれを付ければ、商用利用だけを禁止できるのでは?という提案。 かなり批判された模様。

• Open-core モデル

- https://en.wikipedia.org/wiki/Open-core_model

デュアル・ライセンスでビジネス・商用利用もしつつ、ベース部分をオープンソースソフトウェアとするビジネスモデル。Kafka, Cassandra, Oracle/MySQL, Eucalyptus, GitLab, Redis などが該当するらしい。

• Source-available Software

- https://en.wikipedia.org/wiki/Source-available_software

ソースを公開しているが、フリーソフトウェア/オープンソースソフトウェアにそぐわないライセンスでソフトウェア開発・提供しているモデル。Elastic が Open-core からこちらに移行した模様。Redis の plug-in 部分もこのモデルのライセンス(Redis Source Available License)。HasiCorp/Terraform もこのモデル(Business Source License (BSL))。MongoDB の SSPL もソース公開だがフリー・オープンソースでない商用ライセンスであり、このモデル。

• 伽藍とバザール

- https://www.aozora.gr.jp/cards/000029/card227.html

荘厳な伽藍を建築するのではなくて、バザーのように人々に勝手にやらせよう、というソフトウェア開発の方針の思想。FRRouting(Free-range(放し飼いの) Routing)はバザーと同じような思想で開発されている。

• LGPL

- https://www.gnu.org/licenses/lgpl-3.0.html

Link するだけのプログラムには GPL を求めないような、Lesser (劣等) GPL。ライブラリのために 生まれた。

• Creative Commons

- https://creativecommons.jp/licenses/

文書のためのライセンス体系、部品になっていて組み合わせで使える。CC BY-NC-ND (BY: 著作権表示、NC: 非商用、ND: 改変禁止)など。FAQ で、ソフトウェアに CC を付与することは可能だが、お勧めしない、と書いてある。

• PolyForm

- https://polyformproject.org/ ソフトウェアに適応できる CC のようなものらしい。非商用、とかある模様。